

第5章

国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組

1

国民の理解の増進（基本法第20条関係）……………96

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号232】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、31年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されることを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。また、道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の中学生に配布した。さらに、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm）において紹介している。このほか、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号233】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、23年4月一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、専門職員である社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び能力の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号234】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して各教育委員会・学校等に配布し、警察との連携の下、当該資料を活用して非行防止教室を実施するなど犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号235】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施をはじめ、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号236】

文部科学省においては、命の大切さを実感させる意義等を記述している「家庭教育手帳」を含め様々な家庭教育に関する情報を文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/main8_al.htm）を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

【施策番号237】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養に努めており、平成28年度は1,174回実施した。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行ったりし、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運

命の大切さを学ぶ教室



を醸成するなど、犯罪被害者支援の充実を図っている（P97コラム18「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」参照）。

コラム18

命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール

警察では、平成20年度から、中学生及び高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、その受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことを推奨している。また、警察庁では、各学校における作文への取組を推奨するため、23年度から、「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」（後援：内閣府、文部科学省、公益財団法人犯罪被害救援基金及び公益社団法人全国被害者支援ネットワーク）を開催している。

29年度においては、全国から中学生の作品3万7,292点及び高校生の作品3万1,888点の応募があり、この中から、特に優秀な作品が国家公安委員会委員長賞、文部科学大臣賞及び警察庁長官賞として選出され、30年2月、受賞者に対し、小此木八郎国家公安委員会委員長等から表彰が行われた（警察庁ウェブサイト「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>参照）。

これらの称揚を契機として、学校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催が促進され、受講生の犯罪被害者等への理解と共感が深まるとともに、命を大切にする意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。



命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール表彰式

<<優秀作品の紹介>>

○ 小坂町立小坂中学校 照井和花^{わこ}さんの作品

【たった一つの命】

私の命は一つしかありません。それは、世界中の人々も同じです。このあたり前の事実が「命の大切さ教室」に参加し、あたり前ではないと気付かされました。そして、一人一人がもっと真剣に向き合って、一日一日を大切にしなければならないと強く思いました。

「命の大切さ学習教室」で、涼香ちゃんのお母さんが、涼香ちゃんが事故で亡くなってしまうまでの事を丁寧に教えてくれました。

涼香ちゃんが、小学校で作ったカレンダーには、「冬は楽しみがたくさんあります。また来年も楽しみが来るといいな。」と、一年生らしい言葉が書かれてありました。

そんな涼香ちゃんの楽しみが消えてしまった2000年11月28日。集団登校の列に飲酒運転の軽トラックが突っ込み、2人が死亡し、6人が怪我をする事故が起きました。涼香ちゃんは、一緒に通学していた六年生と四年生の2人の兄の目の前で、一人、天国へと旅立ってしまいました。私も小学生の頃、団体登校をしていました。その時に事故が起きていたら考えると、とても身近に思えて怖くなります。いつもと変わらない朝を過ごし、いつものように登校する途中で、非常識な飲酒運転という行為で、命を落としてしまう。これからの未来に夢や希望あふれる何の罪もない女の子が命を奪われてしまうことがあって良いのでしょうか。本当に悲しく、胸がしめ付けられる思いです。

涼風のように心地よく、たくさんの人を幸せで包んで欲しいと名付けられた涼香ちゃん。その名の通り、優しい心を持った笑顔の似合う女の子でした。そのあふれる笑顔も一瞬で全て消えてしまう。それが事故の現実です。

「命」は、誰しも平等にたった一つ。ゲームのようにリセットは出来ません。「飲酒運転」は絶対に許されることではないのです。また同時に、生きたいと願いながら亡くなってしまった方々を思う時、自ら命を絶つことも決してあってはならないことだと強く思うのです。悲しいことに、毎日のように「いじめ」のニュースがテレビから流れ、消えることはありません。それが原因の自殺も数多く聞かれます。命を絶つ前に何か出来ることはないのでしょうか。一人一人が思いやりの心を持ち、ほんの少しの勇気で相手を考えてあげられることが出来たら…何か変わってくるかもしれません。涼香ちゃんのように命を落としてしまった人、震災で亡くなってしまった人々。どうすることも出来ない、やりきれない気持ちでいっぱいですが、そんな時、改めて私は自分の命を大切にしていきたいと思うのです。また、自分の命と同じように、相手の命も大切にしていきたいです。

私は、「命」について様々な事を感じ、そして考えました。世界の全ての人が、命の重みを分かち合っていけるようにと願いながら。

○ 愛媛県立今治東中等教育学校 井手結茄^{ゆうな}さんの作品

【亡き祖父との約束】

私も講師の先生のように、被害者遺族の1人です。私の祖父は5年前に交通事故に遭い、命を落としました。祖母の誕生日に家族そろってお祝いをした帰り、祖父は車にはねられてしまいました。その日は大雪でした。視界が悪く、祖父が青信号で横断歩道を渡っている際、右折してきた車にはねられてしまいました。そのときは右足骨折と脳内出血のための入院ということでしたが、会話もできていた祖父の容体は徐々に悪化し、3週間後には、話すことも笑うことも泣くこともできない植物状態になってしまいました。祖父が亡くなったのは、それから2年後です。桜の花が満開に咲き誇る天気の良い穏やかな一日でした。

私は今でも、雪が降ったり桜の花が舞ったりするのを見るたびに、祖父の笑顔进行思い出します。入院中話すことができなくなっても、私と弟に向かって嬉しそうに微笑んでくれたことを忘れることができません。一番辛く苦しかったのは祖父自身なのに、私たちに気を遣ってくれ

た優しい祖父。あの時、ご飯を食べに行かなければ。あの時、祖父を一人で帰さなければ。そんな家族の後悔と加害者への怒りは、時間が経ってもなお残ったままでした。

そんな中聞いた「命の授業」。こんなにも心に突き刺さった講演はありませんでした。講師の先生の旦那さんは、祖父と同じように交通事故で命を落とされたそうです。そして旦那さんだけでなく、息子さんまで。息子さんは暴力団によって殺害されるという残酷な犯罪の被害者となってしまったそうです。今もまだ心の傷は癒えていないはずなのに、私たちが被害者にも加害者にもならないようにと、涙を流しながら語ってくれた先生。「許す」という尊い行為。許したいから謝罪が欲しいとの切実な思い。祖父のことを思い出して辛くなりましたが、「一人じゃないんだよ」と言ってもらっているようで、私の心もずっと晴れていくような気持ちになりました。どんなに辛く苦しい出来事があっても、人は前を向いていいのですね。私も一歩踏み出す勇気をもらいました。

私は、幼稚園の頃から警察官になるのが夢でした。それは私にとって、亡き祖父との約束でもあります。祖父は、私が警察官になるのを一番楽しみにしてくれていました。小さいころからおてんばだった私をいつも叱ってくれていたのは祖父です。ある時いたずらが過ぎ、隣の家のベットにいたずらをしようとしてしまいました。「他人には迷惑をかけるな。」といつも以上に叱られたことを覚えています。

私はその頃から、悪を許さない正義を持ち、町を守ることのできる、まるで祖父のような、そんな強い警察官になりたいと考えていました。しかし、今回の「命の授業」を聞いて、警察官という職業に大切なのは、それだけではないと気付きました。犯罪を許さない心と熱意はもちろん必要ですが、人の心の痛みを理解し、寄り添ってあげられる姿勢も持ち合わせることが大切なのではないかと考えるようになりました。

誰にでも、辛くて苦しくて何もかも嫌になるような経験はあるでしょう。大切なのは、その痛みを受け止め、次の、前へ向かう力に変えることだと思います。もちろん時間は掛かりますし、一人では難しいことです。私の場合は、家族や友達が私の支えになってくれました。私は、そんな他者の痛みを理解できる人になりたいと考えています。これからも周囲の人を大切にし、亡き祖父との夢を叶えるために努力し続けたいと思います。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号238】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

同協議会においては、学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、平成24年度には小学校、25年度には中学校、26年度には普通科高等学校、27

年度には専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況について、順次調査を行った。そして、その結果を踏まえ、25年度には小学生向け、26年度には中学生向けの法教育教材を作成の上、全国の小・中学校等へそれぞれ送付した。また、28年3月、同協議会の下に、実際に学校現場で教鞭^{べん}を執っている教職員や法律関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、29年度に小学生向け視聴覚教材を作成した。現在は、中学生向け視聴覚教材及び高校生向け法教育教材の作成に向けた検討を行っている。

さらに、学校現場等へ法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布している。

(8) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号239】

P100コラム19「犯罪被害者週間」参照

コラム19

▶ 犯罪被害者週間

第3次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を重点課題の一つとして掲げ、「様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組」を行うこととされている。

このため、警察庁では、関係省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを犯罪被害者週間として設定し、当該週間に合わせて、啓発事業を集中的に実施することとしている。

平成29年度においては、東京都における中央イベント（12月1日）を開催するとともに、地方公共団体等と共に、徳島県（11月28日）及び佐賀県（11月15日）における地方大会を開催した。

【中央イベント】

中央イベントでは、犯罪被害者支援に関する標語（P102施策番号241参照）の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

表彰式では、犯罪被害者支援に関する標語の最優秀賞を受賞した田中睦月^{むつき}さんに対して、小此木八郎国家公安委員会委員長による表彰が行われた。

基調講演では、犯罪被害者遺族の武るり子氏（少年犯罪被害当事者の会代表）から、「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」をテーマに、息子を犯罪で亡くした悲しみやその後の自身が置かれた状況、そして自ら立ち上げた「少年犯罪被害当事者の会」の活動状況、他の少年犯罪の遺族等と共に続けている活動等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「途切れることのない支援のために～犯罪被害者に対する中長期的支援の在り方を考える～」をテーマに、コーディネーターとして伊藤富士江氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授）、パネリストとして武るり子氏、佐藤真奈美氏（公益社団法人被害者支援都民センター犯罪被害相談員、臨床心理士）、木本克己氏（横浜市市民局人権課専任職（社会福祉業務担当）精神保健福祉士、臨床心理士）のほか、初めての試みとして、上智大学の伊藤富士江ゼミで社会福祉を学んでいる大学生2人を迎え、中長期的支援のための多機関連携の現状と課題、犯罪被害者支援において求められる地方公共団体・民間支援団体の役割、誰もができる犯罪被害者支援の在り方等について議論が行われた。



標語の受賞者と国家公安委員会委員長



犯罪被害者週間に関するポスター

【徳島大会】

徳島大会は、警察庁、徳島県、徳島県警察及び公益社団法人徳島被害者支援センターが共催した。

基調講演では、「性暴力被害とその後の人生」をテーマに、心理カウンセラーの柳谷和美氏（おやこひろば桜梅桃李代表）から、自身が幼少期に性暴力被害に遭ったことがその後の人生に大きな影響を及ぼしたことや、自身の傷ついた心と向き合う中で生き方を変えることができた経験等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「性暴力被害後に求められる支援について」をテーマに、コーディネーターとして内海千種氏（徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授、公益社団法人徳島被害者支援センター理事）、パネリストとして永本能子氏（弁護士、徳島弁護士会犯罪被害者支援センター委員長）、仁木伸一氏（徳島県中央こども女性相談センター所長、性暴力被害者支援センター（よりそいの樹とくしま中央））、多田卓司氏（徳島県警察本部刑事部捜査第一課長）及び柳谷和美氏を迎え、性暴力被害者に寄り添った継続的な支援の実施に向けて、関係機関・団体が相互に連携し、取組の強化を図ることの重要性等について議論が行われた。

展示コーナーでは、関係機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等の展示・配布が行われた。



柳谷和美氏による講演の様子



パネルディスカッションの様子

【佐賀大会】

佐賀大会は、警察庁、佐賀県、佐賀県警察及び特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISSが共催した。

基調講演では、犯罪被害者遺族の本郷紀宏氏から、「子どもの安全を守る～悲劇を繰り返さないために～」をテーマに、大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件で娘を亡くした当時の心境や子供の安全を守ることの重要性等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「私たちにできる犯罪被害者支援」をテーマに、コーディネーターとして高尾兼利氏（西九州大学子ども学部子ども学科長教授、佐賀県臨床心理士会会長）、パネリストとして姫野敦秀氏（京都府警察本部交通部交通規制課長、元京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課長）、大岡由佳氏（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授）及び白濱洋子氏（佐賀女子短期大学地域みらい学科准教授）を迎え、犯罪被害者等に対する継続的な配慮の重要性や適切な支援、二次的被害を防ぐための方策等について議論が行われた。

会場では、関係機関によるポスター等の展示のほか、事件・事故の犠牲者の等身大の人型パネル等を展示する「生命のメッセージ展」が行われた。

なお、「生命のメッセージ展」は、犯罪被害者週間の実施の一環として、警察庁及び佐賀県の共催により、10月6日から11月15日までの間、佐賀大会の会場を含めた県内7か所の自治体等において巡回展示が行われた。



パネルディスカッションの様子



会場におけるパネル展示等の様子

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

【施策番号240】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、各都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

【施策番号241】

警察庁においては、国民に対して犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図るため、犯罪被害者支援に関する標語の募集を実施している。平成29年度は、6,000件を超える応募の中から、最優秀賞に埼玉県の高校二年生田中陸月^{むつき}さんの作品「あたたかさ 伝わる言葉 あなたから」を選出した。同標語は、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者支援について国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P100コラム19「犯罪被害者週間」参照）。

コラム20

全国被害者支援ネットワークによる広報活動

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、各都道府県にある被害者支援センターによって構成されている。各被害者支援センターでは、犯罪被害相談員等が犯罪被害者等の声（悲しみ、悩み、怒り、自責の念等）に応え、電話相談、裁判や病院への付添い等を行っており、被害者に寄り添うことによって、被害者が受けた被害の回復・軽減に努めている。

しかし、内閣府が平成29年1月に実施した「犯罪被害者等施策に関する世論調査」では、相談機関・窓口としての被害者支援センターの認知度は25.5%であり、被害者支援センターの活動は十分に国民に浸透しているとはいえず、また、被害者支援センターの存在を知らない犯罪被害者等から「知っていれば早い時期に支援を求めることができた」との声が寄せられるなど、犯罪被害者等の声に十分に答えられていない現状であったことから、被害者支援センターの活動を国民に広く周知するための活動が喫緊の課題であった。

そこで、公益社団法人ACジャパンの協力を得て、その支援キャンペーンとして、同年7月

から30年6月までの1年間、テレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告を通じて「事件は解決しても、被害は解決していない。」というメッセージを強く伝え、犯罪被害者等に寄り添った全国被害者支援ネットワークの活動を分かりやすく伝えている。

全国被害者支援ネットワークのウェブサイトへのアクセス数は、支援キャンペーンを実施する前と比べて増加している。この支援キャンペーンを通じて全国被害者支援ネットワークと全国の被害者支援センターについて国民の理解を深めるとともに、一人でも多くの被害者が容易かつ早期に適切な支援を受けられるよう、啓発活動を行っている。



ACジャパンの広報ポスター

(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号242】

P84 【施策番号209】 参照

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

【施策番号243】

内閣府においては、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html）を通じて提供している。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、被害事例や相談窓口等の情報を、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html）を通じて提供している。

(13) 若年層に対する広報・啓発

【施策番号244】

内閣府においては、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発を行う教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象とする研修を実施している。

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号245】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）にかけての2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体、

女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。平成29年度は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー及び東京スカイツリーをパープルにライトアップしたほか、全国の各施設においてもライトアップが展開された。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、同年3月に設置された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」において、同年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施した。

女性に対する暴力をなくす運動ポスター



提供:内閣府

パープルライトアップ (平成29年11月12日)



提供:内閣府

【施策番号246】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（29年は4月6日から同月15日）では「子供と高齢者の交通事故防止」等を、秋の全国交通安全運動（同年9月21日から同月30日）では「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」等を、それぞれ重点に掲げ、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

全国交通安全運動ポスター



提供:内閣府

【施策番号247】

ウ 法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）をはじめとする様々な機会に啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

人権週間ポスター



提供：法務省

【施策番号248】

エ 16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、同月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。29年度は「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」を月間標語として決定するとともに、児童虐待防止対策協議会の開催、広報用ポスター・リーフレットの作成・配布、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

児童虐待防止に関するポスター



提供：厚生労働省

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア P92【施策番号228】参照

【施策番号250】

イ 警察庁においては、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等により、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援について広報啓発活動を推進するよう指導している。

警察による犯罪被害者支援のパンフレット



【施策番号251】

ウ 警察庁においては、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載（<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>）等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

【施策番号252】

エ 警察庁においては、児童ポルノ等の犯罪被害の実態や被害防止のための留意点等を盛り込んだ広報用リーフレット「STOP！ネット犯罪」や漫画形式の冊子「STOP！自画撮り！」等を作成し、都道府県警察に配布して非行防止教室等で活用しているほか、警察庁のウェブサイト（http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html）上に子供の性被害防止対策を掲載するなどして、少年の犯罪被害防止等に向けた情報提供に努めている。

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号253】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その講演内容をインターネット等で国民向けに情報提供している（これまでに開催した講演会の講演内容は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>）を参照）。

平成29年度は、「悲しみを生きる力に」をテーマに、犯罪被害者遺族である入江杏氏（いりえ あん）による講演会を開催した。

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号254】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施し、それを公表することが相当な場合には、その結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用するように努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用が容易となるよう、その報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/report.html>）に掲載している。

（P85【施策番号210】参照）

(18) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

【施策番号255】

P38【施策番号84】参照

(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号256】

都道府県警察においては、犯罪発生の状況や不審者に係る情報等の防犯情報をウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなどの工夫を凝らしている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、動画をウェブサイトに掲載している。

さらに、あらかじめ登録した住民に対して犯罪発生の状況や声掛け事案等の不審者情報等の身近な情報を電子メールで発信したり、ソーシャルメディアを活用したり、地元テレビやラジオを通じて定期的に情報を提供したり、新聞の折込チラシ等で情報提供を行ったりしている。

特に、重要凶悪事件の連続発生のおそれのある場合には、連続発生を抑止するため、マ

スメディアへの情報提供のほか、インターネットの活用による情報発信、防災行政無線による広報等各種広報媒体を活用した迅速かつ確実な情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。平成29年中は、手記を取りまとめた冊子等を約99万部配布するとともに、講演会等を606回実施した。

(20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号257】

ア 警察においては、交通事故の被害者等の実態や交通事故の惨状等に関する国民の理

コラム21

犯罪被害者の声

はると
陽大がこの世を去って…

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
東 和恵

陽大がこの世を去って丸五年が経ちました。

あっという間の五年間でした。

今思い返してみますと、どうやってこの五年間を乗り越えてきたのか、はっきり覚えていません。

陽大を身ごもり、陽大を出産し、陽大と共に過ごしてきた四年という短い間はとても濃く楽しく、幸せな時間でした。

私も主人も心配性で、陽大も陽大の三つ年上の兄でさえも一人で外に出たことは一度もなく、外では必ず手を繋いで歩いていました。

しかし、この日陽大は、兄と一緒に友達の家に行っていましたが、何故か陽大は一人で帰ってきてしまい、その数分後「にいにがかわいそうだからむかえにいく！」と言い出し、私も主人も数歩の友達の家だったため、初めて一人で【お子様携帯電話】を持たせて行かせてしまいました。

その、我が家の、私達の愛する息子陽大は、交通ルールをきちんと守り、住宅街の道の端をきちんと歩いていたのにもかかわらず、近所に住む陽大の兄の同級生の父親が乗る車に、突然後ろから前輪後輪で頭を二度轢かれ、天国へと逝ってしまいました。

「なぜ、一人で行かせてしまったのだろう。」「いつもなら絶対に反対するのに。」

悔やんでも悔やんでも悔やみきれません……。

どんなに痛かっただろう……どんなに怖かっただろう……

陽大は私達を選んで健康に生まれてきてくれたのに、たった四年しか生きることが出来ず、

守ってあげることができませんでした。

陽大は私達の元にうまれてきて幸せだったかな・・・

何度もそう思います。

加害者は自己保身ばかりで反省がないということで求刑より重い判決が下り、実刑になりました。

その後、出所した後も謝罪も一切なく、私達の生活しているすぐ側に住み続け、陽大を轢いた場所を車で通っている所を見かけたりと、とても怖く辛く信じられない毎日でした。

陽大が亡くなった当日は、さっきまで私達に笑顔を見せてくれていたのに、一緒にwiiで遊んでいたのに、数時間後には顔がパンパンに腫れ上がり、全く動かなくなった陽大は、警察の遺体安置室の冷たいベッドの上でした。

とても言葉にはできない、パニックと底の無い恐怖感、寂しさが襲いました。

我が子とお別れの瞬間、お骨になった瞬間、思い出すと気がおかしくなりそうになります。

もっともっと温泉へ連れて行ってあげたかった。

もっともっとマーモンのおすし（サーモンのお寿司）を食べさせてあげたかった。

もっともっと楽しいことを経験させてあげたかった。

もっともっと陽大の笑顔を見ていたかった。

もっともっと陽大に触れていたかった。

陽大がお骨になって翌日から陽大の居ない生活が始まりました。

突然居なくなった衝撃で頭がおかしくなっていたのでしょうか、私は陽大の幼稚園のバスの時間になると、バス停まで歩いて行っていました。

この日から、バス停でずっと一緒だった友人が家事の合間をぬって朝昼晩、ずっと私の側にいてくれました。

その他にも陽大の幼稚園のお友達のママさん達が絶えず私の元に来てくれて、全く食べれない私に美味しい物や手紙を持ってきてくれました。

でも、沢山のお友達がきてくれても、頭の中はカラッポで、ふとこの世にもう陽大が居ないのだという恐怖が襲ってきました。

陽大が亡くなって数日後からだったと思います。

私は陽大が亡くなったのは自分のせいだと思っていますので、陽大への申し訳ない気持ち、一人で天国に行かせてしまったこと、まだまだ沢山楽しいことが待っていただろうと悲しくて辛くて、思いが爆発し、洗面所に閉じこもり、陽大の名前を叫びながらお掃除用のモップの柄を振り回して色んな物を叩き続けました。

この様子は私はあまり覚えてなく、側にいてくれた両親や主人から聞きました。

その陽大に対する申し訳ない気持ちでカミソリで腕を何度も切りました。

両腕肘から下は切り傷だらけでした。

深く切ってしまったこともあり、救急で病院に連れて行かれ縫ったこともありました。

なぜ腕を切ってしまうのか、私もよく分かりませんでした。

陽大の側に行きたい、でも、そうする勇気がない自分の情けなさで手加減して浅く切っていたと思います。

腕を切っているときは痛いのかよく分からず、主人に泣きながら止められ、落ち着いてから腕がズキズキと疼きました。

そんな私の姿を見ていた当時小学一年生の長男も辛かったと思います。

私が暴れだすと布団にこもっていたそうです。

このままでは危ないと、被害者支援の方々に病院を紹介していただき、付き添って下さいま

した。

そこで、PTSD と診断され今も通院中です。

こうして五年が経ち、そんな発作も全くなくなりました。

腕も切っていません。

陽大と行った思い出の場所へも行けるようになりました。

笑えるようになりました。

ご飯もモリモリ食べれます。

お出かけも楽しくできます。

それは、陽大が私に残してくれた沢山の温かい方達のおかげです。

そして、陽大を思い出す回数が減りました・・・

今まで陽大が知らない人間がうちに来るのは陽大が悲しむのではないか、寂しく思うのではないかなかなか前に進めませんでした。が、段々気持ちも変化していき、陽大の妹が欲しくなり、平成二十七年十月に陽大に妹が生まれました。

それからはめっきり陽大を思い出す事がもっと減ってしまいました。

そういう気持ちもまた、陽大に申し訳ない、可哀想、なんて冷たい母親なんだろうと思う毎日です。

当時小学一年生だった兄は中学一年生になり、当時の心の傷の後遺症が今になって出てきています。

新たな試練と闘っています。

陽大の妹には「陽大にいにやで～♡」と、毎日お仏壇の前で写真を見せているので、陽大にいにの話になると、お仏壇を見て手を振ったりニコニコ笑ったりします。教えていないのにお鈴を鳴らして手を合わせたりもしています。

陽大が生前、幼稚園で育てていた向日葵の種を持って帰ってきていたのを、陽大が亡くなった翌年の夏に我が家の庭で植え、大輪の花を咲かせました。

大輪の花だったのに重みに負けて下を向くことなく、強くまっすぐに太陽を見つめ、キラキラ輝いていた向日葵は陽大の様でした。

その向日葵の種は大量に採れ、当時担当して下さった警察官の方に託しました。そして、その警察官の方が家で咲かせて下さり、翌年は勤務されている署に咲かせて下さいました。

このことがきっかけで、事故撲滅運動の【ひまわりの絆プロジェクト】として、初めは京都、そして関西、全国と沢山の温かい方々のお陰で広がっています。

励ましのお手紙やハガキ、メッセージも頂いております。

皆様、本当にどうもありがとうございます。

旅行が大好きだった陽大は、きっと向日葵を辿って全国旅に行くことができ、喜んでいると思います。

たった四年でこの世を去ってしまった陽大。

陽大は寂しかった私に沢山のお友達を残してくれました。

これからも、私達の家族は五人家族です。

どこに行くのも何をするのも一緒です。

ずっとずっと陽大も一緒に過ごしていきます。

陽大、どうもありがとう。

ずっとずっと大好きやで♡

陽大の母、東 和恵

※ 本手記は、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが加盟48団体から手記を募集し取りまとめ、毎年秋に発行している手記集「犯罪被害者の声」の第11集に掲載された手記を転載している。

交通事故被害者等の手記



【施策番号258】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用しているほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号259】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/index.html>) 等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

(22) 交通事故統計データの充実

【施策番号260】

ア 内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故発生件数、道路交通事故による死者数及び負傷者数を掲載している。

【施策番号261】

イ 警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況の推移及び交通事故死者数の月別推移を掲載するなど、その充実を図っている（P183基礎資料9、10参照）。